

流山市総合計画
基本構想・基本計画（素案）

令和元年9月
流山市

(1) 基本構想

基本構想は、本市がどんなまちを目指すのかという「目指すまちのイメージ」を示し、それを実現するための「まちづくりの基本理念」と「まちづくりの基本政策」を定めるものです。

期間は定めませんが、基本計画の見直しの際は、基本構想についても見直しを検討するものとします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示す「目指すまちのイメージ」の実現に向けて、「まちづくりの基本政策」に基づき、「施策」を体系別に整理するものです。

その期間は令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定められた「施策」を計画的かつ効率的に推進するための具体的な事業を定めるもので、その期間は3年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や国の制度改正、事業の進捗状況などに対応するため、行政評価を活用したローリング方式により、毎年度見直しします。

(1) 目指すまちのイメージ

都心から一番近い森のまち

(2) まちづくりの基本理念

- ・市民の知恵と力が活きるまちづくり
- ・市民が誇りと歓びを持てるまちづくり
- ・市民・都市・コミュニティが健康なまちづくり

(3) まちづくりの基本政策

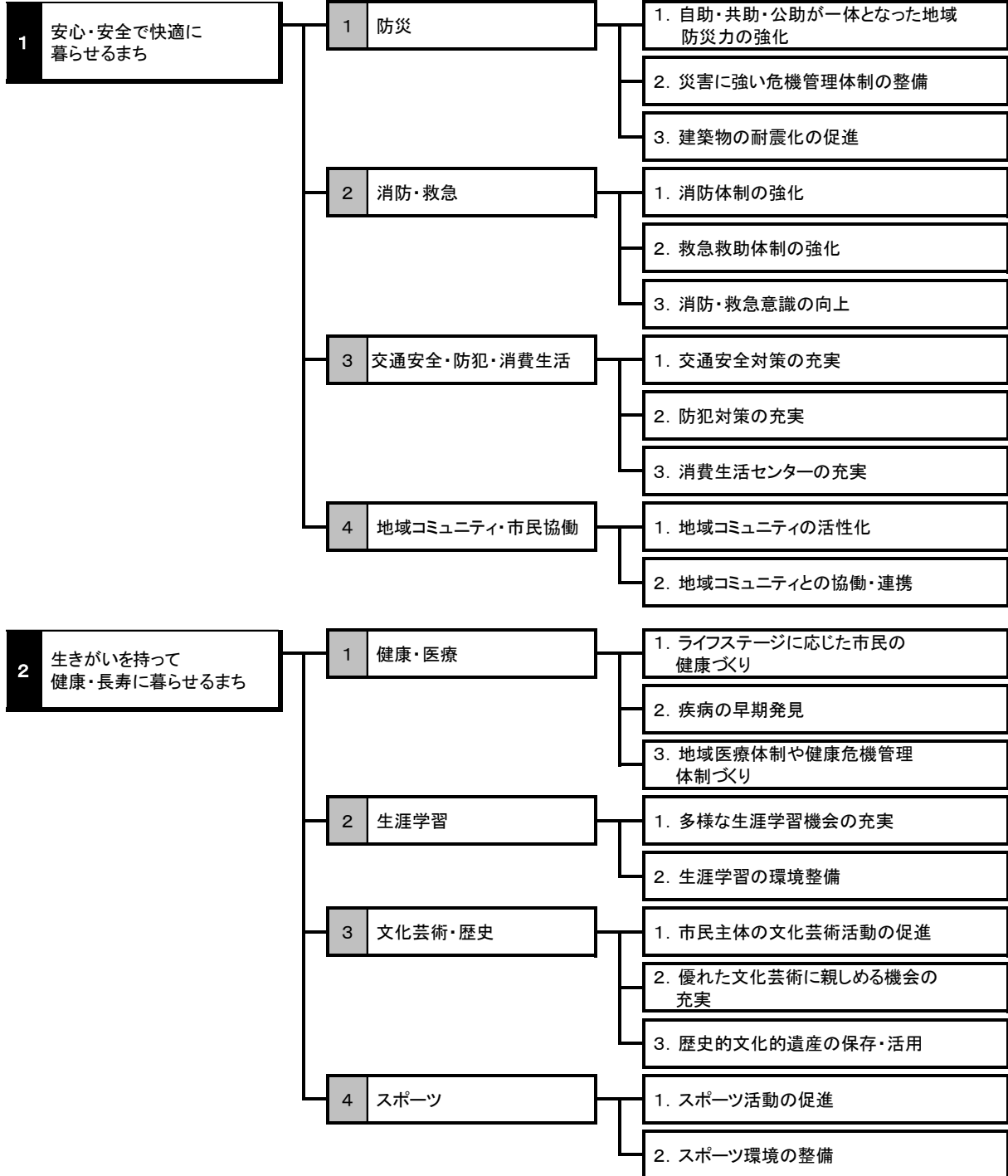
- ・安心・安全で快適に暮らせるまち
- ・生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち
- ・良質な住環境のなかで暮らせるまち
- ・賑わいと魅力のあるまち
- ・誰もが自分らしく暮らせるまち
- ・子どもをみんなで育むまち

(4) 市政経営の基本方針

- ・健全な財政運営
- ・効果的な資産活用
- ・機能的な組織と人材育成
- ・生産性の向上と新たな付加価値の創造

3 基本計画

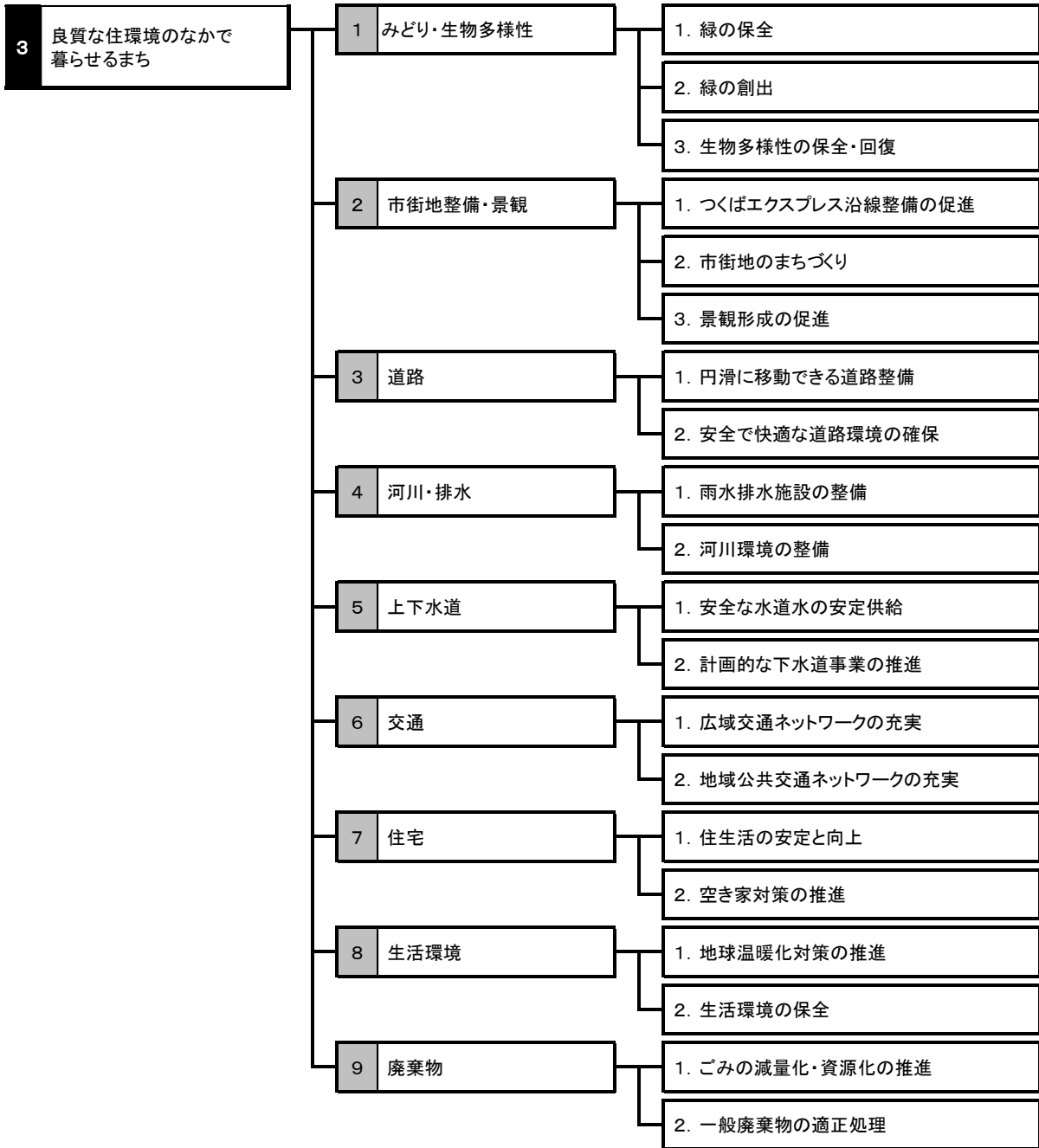
<まちづくりの基本政策>



<まちづくりの基本政策>

<施 策>

<施策の展開方向>



<まちづくりの基本政策>

<施策>

<施策の展開方向>

